

## 平成22年度 第2回 岐阜県地方独立行政法人評価委員会

### — 議 事 要 旨 —

1 日 時 平成23年2月4日(金) 14:00~15:55

2 場 所 岐阜県庁 4階 特別会議室

3 出席者

〔委 員〕 犬塚委員長、石原委員、林委員、松波委員

〔専門委員〕 (県立病院関係) 金山専門委員、小林専門委員

(県立看護大学関係) 片桐専門委員、橋本専門委員

〔法 人〕 (地方独立行政法人岐阜県総合医療センター) 渡辺理事長、清生副理事長兼事務局長

(地方独立行政法人岐阜県立多治見病院) 原田理事長、岩田副理事長兼事務局長

(地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院) 山森理事長、宇野理事兼事務局長

(公立大学法人岐阜県立看護大学) 小西理事長、佐藤理事兼事務局長

〔設立団体〕 (岐阜県) 近田健康福祉部長、平山健康福祉部次長、今村医療整備課長、青木県立病院・看護大学法人企画監、塚本県立病院・看護大学法人担当課長補佐 他

4 議 題 (審議事項)

【県立病院関係】

〔議題1〕 中期計画の変更について (地方独立行政法人岐阜県立多治見病院)

〔議題2〕 役員報酬等支給基準の変更について (地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院)

〔議題3〕 事業年度評価実施要領等について

【県立看護大学関係】

〔議題4〕 役員報酬等支給基準の変更について

〔議題5〕 事業年度評価実施要領等について

5 議事要旨

○健康福祉部長あいさつ

○委員長あいさつ

#### (1) 県立病院関係議事

○岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第6条第2項の規定による会議の成立を確認。

〔議題1〕 中期計画の変更について (地方独立行政法人岐阜県立多治見病院)

○事務局から、資料に沿って説明。〔資料1-1 ~ 1-3〕

○委員・専門委員からの意見・質疑

【石原委員】

- ・ 医療費や介護保険費が増加を続け、財源の問題などが言われている中で、中期計画には、医療機器の共同利用について書かれている。オーストラリアでは、レントゲン機器の数なども人口によって統制されていると聞いたことがある。高価な医療機器を地域で共有していくことは、医療費削減

の観点からも非常に重要だと考える。是非、近隣の医療機関と連携して、医療機器の共有化をモデル的に進めてもらいたい。

○多治見病院原田理事長から、新たな放射線治療機器導入の必要性、意義等について追加的に説明。

○中期計画の変更の認可に関する意見の決定

【犬塚委員長】

- ・ 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の中期計画の変更を認可することについて、当委員会としての意見を決定したい。原案のとおり「認可することが適当である」とする意見書を知事に提出することに異議はないか。

(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)

- ・ 原案のとおり知事に意見書を提出することに決定した。

**【議題2】 役員報酬等支給基準の変更について（地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院）**

○事務局から、資料に沿って説明。 [資料2-1、2-2]

○役員報酬等支給基準の変更に関する意見の決定

【犬塚委員長】

- ・ 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等支給基準の変更について、当委員会としての意見を決定したい。原案のとおり「適当と認める」とする意見書を知事に提出することに異議はないか。

(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)

- ・ 原案のとおり知事に意見書を提出することに決定した。

**【議題3】 事業年度評価実施要領等について**

○事務局から、資料に沿って説明。 [資料3-1 ~ 3-11]

○委員・専門委員からの意見・質疑

【林委員】

- ・ 評価委員会の評価は、7月上旬から中旬に開催する1回目の会議で概ね決定するのか。

【犬塚委員長】

- ・ どのくらいのスケジュールで考えているのか。1日で大体の評価をしてしまうのか。法人の自己評価を検証あるいは評価する際に、実際に調べ物をしたり、他の資料に目を通さなければならないといったことがどの程度あるのか。

⇒【青木法人企画監】

- ・ 6月末までに法人から実績報告書が提出されるので、各委員には、その時点で一通り目を通していただく。7月中旬頃に1回目の委員会を開催するので、その際に法人からの実績報告書の詳細な説明とヒアリングを実施する。当日の説明と、各委員に事前に検討いただいた内容をもとに、質問や意見を出していただく。ここまでで法人の実績を把握していただき、併せて、法人の自己評価の根拠についても検証いただく。各委員には、以上を踏まえて、2回目の委員会までに、各項目と全体について、事務局から送付するフォーマットにより評価を記入してい

ただき、事務局において各委員の評価を集約する。事務局でとりまとめたものを「評価案」として2回目の委員会に提示するので、その場で再度検討の上、評価を決定していただきたい。

⇒【犬塚委員長】

- ・ 根拠資料などを法人から手際よく出してもらえると、評価も順調にいくと思うが。

⇒【小林専門委員】

- ・ 評価項目の一覧も示されているが、「何パーセント達成した」などと数字で示すことができるものや、収支計画などの金額で表すことができるものはよいが、「サービスの質の向上」とか「研修の進捗状況」といったものはどこで判断し、どうやって評価すればよいのか。基本的には、自己評価の結果を信用するしか仕方がないのではないかと。評価委員会が立入調査をしたり、患者さんの意見を聴いたりするわけにもいかないと思うが。

⇒【青木法人企画監】

- ・ まずは法人が自己評価をするので、評価委員会としては、法人から自己評価の考え方や判断の根拠を十分に説明してもらい、それが妥当かどうかを判断していただく、というのが基本になると考えている。

⇒【犬塚委員長】

- ・ 今の点は一番重要であり、私どもの大学の評価でも、「質の向上があるかどうか」といった点に関しては非常に苦労している。実績報告書から読み取れないと「向上はない」と言われてしまい、相当に大変な思いをする。アンケートなど、なにがしかの根拠となるような資料を集めてくることを求められる。すると、今度は計画の立て方にも工夫が必要になってくる。計画を立てる時点で、何で根拠資料を作るかといったことも考えておかなければならない。今回の評価とは直接の関係のない話だが、国立大学法人の評価においては、そういった苦労がある。何分初めてのことなので、色々と難しいところがあると思う。

○「岐阜県病院関係地方独立行政法人の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領」の決定

【犬塚委員長】

- ・ 当委員会として、「岐阜県病院関係地方独立行政法人の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領」を、原案のとおり決定することに異議はないか。  
(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)
- ・ 本日付で、「岐阜県病院関係地方独立行政法人の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領」を、原案のとおり決定した。

○(病院関係議事全体を通して) 委員・専門委員からの意見・質疑

【松波委員】

- ・ 小林専門委員が言われるように、(業務の「質」について) 評価をするのはなかなか難しいところがあるが、全県域にわたって色々な先生方の話を伺っていると、県立病院の評価は他県に比べても非常に高いと思う。患者さんの評判はかなり良い。データはつかんでいないものの、大変レベルが高く、また、真面目にやっておられることは確かだと思う。先ほどの高額な医療機器の導入についても、県の一番中心的な立場にある病院ということで、妥当だと思っている。

【金山専門委員】

- ・ 先ほどから言われているような評価の問題については、大変難しいだろうと私も感じている。そこで、やはり、病院としてこういうところに留意したということに記載してもらえると、私どもも評価をするときに分かりやすい。病院の特色や留意点、こんなことに重点的に取り組んだといった記載があると良いと思う。

- ・ また、地域医療で最も危惧するのは、病院の撤退といった事例が全国でも多々あるわけで、やはり「質の向上」が重要。我々生活者としては、近くに、質の高い、充実した病院があるということが、安心した暮らしに繋がるものであり、大変厳しい経営状況の中ではあるが、是非、そういった面の努力はしていただきたい。

○健康福祉部長あいさつ

—— 休憩・出席者交替 ——

- 県立病院関係議事関係者（金山専門委員、小林専門委員、渡辺理事長、清生副理事長兼事務局長、原田理事長、岩田副理事長兼事務局長、山森理事長、宇野理事兼事務局長） 退席
- 看護大学関係議事関係者（片桐専門委員、橋本専門委員、小西理事長、佐藤理事兼事務局長） 着席

## (2) 県立看護大学関係議事

○岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第6条第2項の規定による会議の成立を確認。

### 【議題4】 役員報酬等支給基準の変更について

○事務局から、資料に沿って説明。 [資料4-1、4-2]

○役員報酬等支給基準の変更に関する意見の決定

【犬塚委員長】

- ・ 公立大学法人岐阜県立看護大学の役員報酬等支給基準の変更について、当委員会としての意見を決定したい。原案のとおり「適当と認める」とする意見書を知事に提出することに異議はないか。（委員・専門委員から「異議なし」との声あり）
- ・ 原案のとおり知事に意見書を提出することに決定した。

### 【議題5】 事業年度評価実施要領等について

○事務局から、資料に沿って説明。 [資料5-1 ~ 5-10]

○委員・専門委員からの意見・質疑

【松波委員】

- ・ 論文の発表件数などのデータはここには含まれないのか。

⇒ 【看護大学 小西理事長】

- ・ 論文などのデータは、大学の自己点検として毎年度教員から報告をもらって、大学としてとりまとめて作成はしている。

⇒ 【松波委員】

- ・ それは、今日の資料には入っていませんね。

⇒ 【小西理事長】

- ・ それは入っていない。

【松波委員】

- ・ 科学研究費補助金は増えてきているのか。

⇒【小西理事長】

- ・ 看護の単科大学なので補助金の金額は多くはないが、今年度、10本は超えている。

【松波委員】

- ・ 留学生は来ているか。

⇒【小西理事長】

- ・ 留学生は来ていない。最終的には国家試験があるため、これをクリアしなければならないというのがある。学習や研究のためということであれば受け入れるが、学生として受け入れるのは難しい。

⇒【松波委員】

- ・ 研究施設としては留学生を受け入れるのか。

⇒【小西理事長】

- ・ 可能だが、今のところ希望者はいない。

⇒【松波委員】

- ・ まだ開学して間もないため仕方がない面があるが、今は大学も大変な時期に来ており、例えばロンドンのタイムズ・ハイアー・エデュケーションなどで、大学のランク付けが行われている。そういったランキングでは、留学生が何パーセントいるとか、学生当たりには何人の教官がいるかといったことが、全てランク付けされる。国内でもこういったことが進んで来れば、ランクが低ければ応募者も少なくなってしまうということが起こる。やはり、外国人の研究者の数とか、論文の発表件数や採択率（インパクトファクター）といったものも考慮しながらやっていかなければならないと思う。

⇒【小西理事長】

- ・ 開学から10年経つが、確かに、国際交流という部分に関しては、昨年から今年にかけて大学基準協会による評価を受けた際にも、もう少し努力して欲しいとの助言はいただいております。それは真摯に受け止めています。当大学は「看護実践研究の推進」を掲げ、医療機関と連携しながら現職の看護職者の質の向上を目指しているが、ロンドンの大学がそれを活発に行っているということで、早速、今年9月にも、イギリスから教員・研究者を招いて、大学間・教員間の交流を進めて行きたいと考えている。今後良い成果が出れば、ご報告したい。

【犬塚委員長】

- ・ 「教育研究等の質の向上に関する項目」については、「年度計画の外形的な実施状況等を記載する」とあるが、具体的にはどういうことか。大学基準協会の評価を準用するのか。

⇒【青木企画監】

- ・ 教育研究等の質の向上に関する項目については、中期計画に基づいて当該年度に実施すべき具体的な事項を定めているので、その実施内容や成果について実績報告書に記載してもらいますが、教育研究の特性に配慮するため、評価委員会として「評価」は行わない。全体の総合的な評定を行うに当たっての参考にとどめるということで考えている。

⇒【犬塚委員長】

- ・ 大学にとっては非常に重要なポイントだと思う。大学は、別途、大学基準協会や大学評価・学位授与機構による評価を受けるため、そちらでは質的なことがかなり問われるが、当評価委員会の評価は、質的なところに立ち入った評価ではないと。ただ、それによって出てくるプロダクトについては、目標に対してどうだったかを調査するということになる。

○「公立大学法人岐阜県立看護大学の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領」の決定

【犬塚委員長】

- ・ 当委員会として、「公立大学法人岐阜県立看護大学の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領」を、原案のとおり決定することに異議はないか。  
(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)
- ・ 本日付けで、「公立大学法人岐阜県立看護大学の各事業年度に係る業務の実績に関する評価実施要領」を、原案のとおり決定した。

○健康福祉部長あいさつ

○連絡事項等

以上